

I	開口部を通って労働者の身体の一部が最大領域に達する恐れがある時は、十分な長さを持つシールド又はセンサー式安全防護装置を設けること	OK			
⑤	可動ガードについては、次に定めるところによるものとする				
A	可動ガードが完全に閉じていないときは、機械を動作させないこと	OK			
I	可動ガードを復旧したときは、機械を自動的に動かさないこと	OK			
ウ	ロック機構のない可動ガードはガードを開けると機械を自動的に停止させること	OK			
エ	ロック機構付の可動ガードは、機械の完全停止後でない限り開けない様にしていること	OK			
オ	機械停止後タイマー設定の可動ガードのタイマーは、機械停止のタイマーの時間よりも長くすること	OK			
カ	ロック機構を容易に無効とすることが出来ないものとする	OK			
⑥	調節ガード（全体・一部が調整出きる構造）は調整により安全防護領域を覆うか、可能な限り囲うことが出来、特殊な工具を使用することなく調整出来ること	OK			
⑦	安全防護装置については、次に定めるところによるものとする	センサー故障	定期点検実施		OK
A	使用の条件に応じた十分な強度・耐久性を有すること	OK			
I	信頼性の高いものとする	OK			
ウ	容易に無効とすることが出来ないものとする	OK			
エ	取外すことなしに、機械の工具の交換・掃除・給油・調整等の作業が行える様に設けること	OK			
⑧	安全防護装置の制動シフトについては、次に定めるところによるものとする				
A	労働者の安全が確認されている場合に限り、機械の運転が可能となるものであること	庫内人残留時の運転可能性	スタート前10秒間警報発令		OK
イ	リスクに応じて、故障による危険状態の発生確率を抑制すること	温度センサー故障	年1回定期点検		OK
Ⅲ 追加の安全方策の方法（別表第3）					
1	非常停止の機能を附加すること	OK			
2	機械に挟まれ、巻き込まれる等により拘束された労働者の脱出又は救助のための措置を可能とすること	OK			
3	機械の動力源からの動力供給を遮断する為の措置・及び機械に蓄積又は残留したエネルギー・油圧等の残留エネルギーを除去する為の措置を可能とすること	庫内蒸気残留	排気ファンで自動排気		OK
Ⅳ 使用上の情報の内容					
1	製造者の名称、住所、形式及び製造番号等の機械を特定する為の情報	OK			
2	機械の使用目的及び使用方法	OK			
3	機械の仕様に関する情報	OK			
4	機械のリスク等に関する情報を文書で提出すること	OK			
①	機械の安全性に係わる設計条件	見積み前議事録に記載			
②	マシンスクアセメントを行い、その結果特定した危険源及び危険状態（残存リスク含む）について	OK			
③	機械の危険箇所（残存リスク含む）及び危険状態について、それらに対して行った安全対策について	OK			
④	危険箇所についての正しい取り扱い方法及び残存リスクを低減する為に必要な保護具等労働者に対する教育訓練等の安全対策について	OK			
5	機械を使用等するために必要な事項（取り扱い説明書）				
①	機械の構造に関する情報	OK			
②	機械の運搬、保管、組み立て、据付及び試運転等に関する情報	メーカー施工			
③	機械の運転に関する情報	OK			
④	機械の保守作業に関する情報	OK			
⑤	機械の故障及び異常等に関する情報	OK			
⑥	機械の使用の停止、撤去、分解及び廃棄等に関する情報	メーカー施工			
6	予想される故意の誤った使用についての警告	OK			
V 使用上の情報の提供の方法（別表第5）					
1	標識・警告表示等の貼付は次に定めるところによるものとする				
①	機械の内部・側面・上部の適切な場所に貼付されていること	OK			
②	機械の寿命を通じて明瞭に判読出来るものとする	加熱部分は劣化する	劣化つど張替え		OK
③	容易に剥離しないものとする	OK			
④	標識・警告表示は、次に定めるところによるものとする				
A	危険の種類・内容が説明されていること	OK			
イ	内容が明確かつ直ちに理解出来るものであること	OK			
ウ	禁止事項又は行うべき事項について指示を与えること	OK			
エ	再提示することが可能であること	OK			
2	警報装置は、次によるものとする				
①	聴覚信号又は視覚信号による警報が必要に応じ使用されていること	OK			
②	機械の内部・側面・上部等の適切な箇所場所に設置されていること	OK			
③	機械の起動・速度超過等重要な警告を発するのために使用する警報装置は、次に定めるところによるものとする				
A	危険事象が発生する前に発信すること	OK			
イ	曖昧さがないこと	日本語音声OK			
ウ	確実に感知又は認識でき、かつ、他の信号と識別出来ること	OK			
エ	感覚の慣れが生じにくい警告とすること	OK			
オ	信号を発する箇所は点検が容易なものとすること	OK			
3	取扱説明書等の文書の交付は次に定めるところによるものとする				
①	機械本体の納入時又はそれ以前の適切な時期に提供されること	OK			
②	機械が廃棄されるとき迄判読が可能な耐久性のあるものとする	OK			
③	再提示することが可能であること	OK			
4	機械を使用する者に対し、必要に応じ、教育訓練を行うこと	OK			
Ⅵ 安全対策に係わる留意事項					
1	加工物・工具・排出物等の落下・飛出し等による危険のおそれがある時は、ガードを設けること	OK			
2	油・空気等の流体を使用する場合、高圧流体噴出等による危険恐れある時は、ホース等損傷を受ける恐れある部分にガードを設けること	OK			
3	機械の高温又は低温の部分に接触するおそれがあるときは、ガード等を設けること	OK			
4	使用する可燃性のガス・液体等による火災の恐れがあるときは、機械の加熱を防止すること等の措置を講ずること	OK			
5	使用する可燃性のガス・液体等による爆発の恐れがあるときは、爆発の可能性のある濃度となることを防止する措置を講ずること	OK			
6	感電による危険の恐れがある場合は、通電部分にガードを設ける等の措置を講ずること	OK			
7	高所での作業等墜落等による危険のおそれがある場合、作業床・手摺り等を設けること	OK			
8	移動時に転落等の危険がある場合、安全な通路・階段を設けること。左右に機械等接触して危険がある場合は柵、手摺を設けること	パネル天面昇降階段無し	ハンゴ設置		OK
9	作業床における滑り・躓き等の危険がある場合、床面を滑りにくいものとする	OK			
10	有害物質による健康障害を生ずるおそれがある場合、有害物質の発生源を密閉すること・発散する有害物質を排気すること等有害物質からのばく露低減化の措置を講ずること	OK			
11	電離放射線・レーザー光線等による健康障害を生ずる恐れがある場合、放射線を遮蔽又は外部に漏洩する量を低減する措置を講ずること	OK			
12	騒音又は振動による健康障害のおそれがある場合、騒音・振動を低減する措置を講ずること	OK70dB			